

新たな都市計画道路等の道路ネットワーク検討業務  
公募型プロポーザル実施に係る手続き開始の公示

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

令和8年7月1日

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 業務内容

(1) 業務名

令和8年度 都市計画推進事業  
新たな都市計画道路等の道路ネットワーク検討業務

(2) 業務の仕様等

令和8年度 都市計画推進事業 新たな都市計画道路等の道路ネットワーク検討業務公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）及び新たな都市計画道路等の道路ネットワーク検討業務提案要求書（以下「提案要求書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

(4) 履行場所

東広島市西条町一円、八本松町一円

(5) 提案上限額

31,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4に該当する者。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者。

エ 破産法(平成16年法律第75号)の破産手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの破産手続開始の決定がなされていない者。

オ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの又は本プロポーザルの公示の日(以下「公示日」という。)前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者。

カ 参加表明の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、本市の指名除外措置を受けている者。

キ 施行令第167条の4第2項に該当するもので、市長が本プロポーザルに参加させないこととした者。

ク 公示日において、次の①又は②のいずれかの者に、市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納

がある者。

- ① 本プロポーザルに参加を希望する者（法人又は個人事業主）
- ② 本プロポーザルに参加を希望する法人の代表者（個人）

ケ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

コ 電子利用登録業者（東広島市電子入札実施要領第2条第2項第4号に規定する利用登録者のことをいう。以下同じ。）でない者。ただし、公示で電子利用登録者でない者の参加を認めている場合は、この限りでない。

※共同企業体の場合は、その全ての構成員がア～コまでの全ての要件を満たしている者であること。

(2) 公示日において、次に掲げる要件を全て満たしていること

令和7・8年度の測量・建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格として次の業務の認定を受けている者	土木関係建設コンサルタント業務
営業所所在地等 ※営業所とは、本市の入札参加資格申請において、契約締結権限の委任を受けている営業所に限る。	公示日まで1年以上継続して東広島市入札参加資格登録を有し、かつ、営業所を広島県内に有する者
会社の履行実績	平成23年4月1日以降に国及び地方公共団体等（道路公社及び高速道路(株)含む）発注の「道路網の計画検討を目的とした将来交通量推計を実施した業務」を元請として完了していること。
技術者 次のとおり技術者を配置すること。 ※管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。 ※配置予定技術者は、所属する企業との直接的かつ恒常的な雇用関係を、公示日から遡って3か月以上有していること。	●管理技術者 技術士法による第二次試験のうち技術部門を「建設部門」（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る。）又は「総合技術監理部門」（選択科目を「建設一般並びに都市及び地方計画」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者 ●照査技術者 管理技術者と同じ条件を満たす者

### 3 プロポーザル手続等

#### (1) プロポーザル説明書、提案要求書等入手方法

プロポーザル説明書、提案要求書等は、東広島市のホームページからダウンロードすることにより、入手することができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次のとおり交付する。

##### ア 交付場所

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号  
東広島市都市交通部都市計画課（東広島市役所本館7階）  
電話（082）420-0954

##### イ 交付期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月24日（金）まで（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

#### (2) プロポーザルへの参加表明及び参加資格の確認

ア 本件プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル説明書に明記されている参加表明書及び必要な添付書類（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

確認の結果、プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、プロポーザルに参加することができる。

##### イ 提出先

(1)アの場所

##### ウ 提出期限

令和8年7月10日（金） 午後5時まで

##### エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、ウの期限までに必着することとする。

##### オ プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年7月21日（火）までに電子メール又は郵送の方法で通知する。

#### (3) 質問書の提出期限及び提出方法並びに回答方法

##### ア 提出先

(1)アの場所

##### イ 提出期限

令和8年7月6日（月） 午後5時まで

##### ウ 提出方法

電子メールにより提出するものとし、イの期限までに必着することとする。その提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。電話での質問には応じないものとする。

##### エ 質問に対する回答方法

質問者の名称等は伏せた上で、令和8年7月8日（水）までに東広島市ホームページに掲載する。

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

(1) アの場所

イ 提出期限

令和8年7月24日（金） 午後5時まで

ウ 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、イの期限までに必着することとする。

4 提案者の決定

(1) 審査方法

提案書の内容（ヒアリングの内容を含む。）を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、東広島市プロポーザル方式及び設計協議方式事業者選定委員会（「新たな都市計画道路等の道路ネットワーク検討業務」）が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 評価基準

プロポーザル説明書による。

(3) 結果の通知

最優秀提案者を特定した後は、速やかに全ての提案書の提出者に対して、その結果を通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約締結の前に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）第34条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) プロポーザル参加者に求められる義務

プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から参加表明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）作成の要否

要

(5) その他

プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市都市交通部都市計画課（東広島市役所本館7階）

電話：(082) 420-0954

メールアドレス：hgh200954@city.higashihiroshima.lg.jp